

平成31事業年度 事業計画

一般財団法人港湾労働安定協会（昭和60年4月11日に財団法人として設立）は、平成24年4月1日に一般財団法人としての認可を受けて、港湾労働者の福祉の増進と港湾運送事業の近代化に資するため、港湾運送事業に従事する労働者の職業能力の開発向上、雇用及び生活の安全のために必要な事業を実施している。

第1 一般会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 港湾労働者年金制度の運営

港湾労働者年金制度は、港湾運送許可事業者（届出された関連事業者を含む。）を適用事業者として、制度に加入した事業者（登録事業者）に雇用され、かつ、同制度に登録（適用対象職種に従事）された労働者（登録者）が年金受給資格要件を満たして退職し、年金受給権の裁定を受けた場合、受給権者として、満60歳から満81歳までの間で15年間、退職時の登録事業者が年金の原資を納付（原資納付事業者）することで、年金の給付を行うものである。

具体的な業務として、①加入申請及び登録申請の審査、②年金受給権の裁定、③遺族見舞金及び脱会見舞金の支給申請の審査、④年2回（6月・12月）の年金支給、⑤遺族見舞金及び脱会見舞金の支給、⑥原資納付事業者に対する助成、⑦登録事業者、登録者及び受給権者の管理を行う。

また、この助成のための原資となる労働安定基金等の管理事務を行う。

1 港湾労働者年金関係

（1）事業者の加入申請の審査

年金制度への加入を希望する適用事業者からの「港湾労働者年金制度加入申請書」について、審査・決定

(2) 労働者の登録申請の審査

年金適用職種に労働者を採用又は配置転換した登録事業者からの「港湾労働者年金登録申請書」について、審査・決定

(3) 年金受給権の裁定

登録者からの「港湾労働者年金裁定請求書」について、審査・裁定

(4) 遺族見舞金の審査

死亡した受給権者の遺族からの「遺族見舞金受給申請書」について、審査・決定

(5) 脱会見舞金の審査

登録事業者の脱会に伴い提出される「脱会見舞金支給申請書」について、審査・決定

(6) 年金、遺族見舞金及び脱会見舞金の支給

- ① 年金の支給については、年2回（6月・12月）受給権者の年金受取金融機関口座への送金
- ② 遺族見舞金については、毎月、受給権者の遺族の金融機関口座への送金
- ③ 脱会見舞金については、年4回（5月・8月・11月・2月）、該当する受給権者の金融機関口座への送金

(7) 年金原資納付事業者への助成

6月期及び12月期の年金給付に係る年金原資を納付した事業者への助成金の支給

(8) 遺族見舞金原資納付事業者への助成

遺族見舞金給付に係る見舞金原資を納付した事業者への助成金の支給

(9) 登録事業者の管理(567店社[平成30年12月末現在])

- ① 新規加入が認められた登録事業者、登録事業者の合併等による

名称変更及び企業倒産等による脱会事業者の管理

② 登録事業者台帳の整備・管理

(10) 登録者の管理(22,382人[平成30年9月末現在])

① 新規登録者の管理

② 登録者の配置転換による年金適用職種変更の管理

③ 登録者の勤続期間の管理

④ 登録者の退職、みなし退職及び死亡による脱退の管理

⑤ 登録者の懲戒解雇による失効の管理

⑥ 登録者台帳の整備・管理

(11) 受給権者の管理(10,056人[平成30年12月期現在])

① 毎年9月、「現況届」を郵送し、現況(生存・住所等)の確認及び随時提出される転居・年金受取金融機関の変更等の異動報告の管理

② 再就職届、再退職届及び66歳届の管理並びに支給期間変更の管理

③ 受給期間満了及び死亡による失権者の管理

④ 受給権者台帳の整備・管理

2 労働安定基金等関係

(1) 労働安定基金等の管理

① 港湾運送事業者(元請事業者)から提出された元請実績報告書のチェック後、当該事業者へ労働安定基金等請求書を発行、同基金等を管理

② 元請実績報告を事業者毎、港湾毎に集計(元請実績集計表)・管理

II 職業訓練施設の運営

港湾運送事業に従事する労働者を対象とし、高度な技能の習得を目的とした訓練を実施するため、昭和63年から愛知県豊橋市に港湾技能研修センター(以下、「研修センター(豊橋)」という。)を設置し運営しているところであるが、平成31年度に、同施設の機能を移転・拡充する形で、

兵庫県神戸市に新たな港湾技能研修センター（以下、「研修センター（神戸）」という。）を設置する。

この研修センター（神戸）については、平成29年3月の理事会において、平成31年10月に開業することが承認されたことから、機器整備計画の妥当性や今後の整備スケジュールの検証・検討を行うフォローアップ委員会の意見を踏まえつつ、引き続き、開業に向けた所要の機器整備を推進するとともに、平成31年度の研修センター（神戸）及び研修センター（豊橋）の訓練について、以下のとおり運営していく。

1 研修センター（神戸）の運営

研修センター（神戸）については、労働安全衛生法に基づくクレーン・デリック運転士免許実技教習、揚貨装置運転士免許実技教習、移動式クレーン運転士免許実技教習に関する登録教習機関としての登録、及び道路交通法に基づく指定自動車教習所としての認可を受けるため、平成31年4月から訓練機関として立ち上げ、10月の本格開業前の段階から所要の登録前教習及び指定前教習を実施するとともに、フォークリフト運転、船内荷役作業主任者及びはい作業主任者に係る技能講習を前倒しして実施する。

また、10月の本格開業後においては、これまで研修センター（豊橋）で実施してきた港湾荷役機械・クレーン運転に係る各種の技能講習、実技教習及び技能向上訓練コースに加え、新たに、スーパークラスのガントリークレーンを活用したオーダーメイド型訓練コース、デッキクレーン訓練コース及び管理監督者研修を実施する。

2 研修センター（豊橋）の運営

研修センター（豊橋）については、研修センター（神戸）における各種訓練が本格的に開始されるまでの間、残存する訓練機器及び体制を活用し、平成31年度において、実施可能な訓練を暫定的に実施する。

具体的には、特に港湾運送事業者の訓練ニーズが高いストラドルキャリアー運転、ガントリークレーン運転及びクレーン運転実技教習について平成31年9月まで、研修センター（神戸）での本格開始が32年度になる見込みの自動車運転教習については、平成32年3月まで実施する。

3 研修計画

(1) 研修センター（神戸）

① 港湾荷役科	6	(－)	コース	580	(－)	人
② クレーン運転科	10	(－)	コース	292	(－)	人
合 計	16	(－)	コース	872	(－)	人

* ()内数値は、前年度の研修計画

(2) 研修センター（豊橋）

① 港湾荷役科	1	(7)	コース	6	(700)	人
② クレーン運転科	2	(8)	コース	24	(866)	人
③ 自動車運転科	5	(9)	コース	94	(174)	人
合 計	8	(24)	コース	124	(1,740)	人

* ()内数値は、前年度の研修計画

(3) 神戸・豊橋の合計

① 港湾荷役科	6	(7)	コース	586	(700)	人
② クレーン運転科	11	(8)	コース	316	(866)	人
③ 自動車運転科	5	(9)	コース	94	(174)	人
合 計	22	(24)	コース	996	(1,740)	人

* ()内数値は、前年度の研修計画

4 研修内容の検討及び訓練機器の整備

訓練の実施結果を踏まえて、研修内容、カリキュラム及び教材について日常的に見直しを実施する。

また、訓練を安全かつ効果的に実施するために必要な訓練機器・施設の保守・整備等を実施する。

5 広報活動

平成31年10月に本格開業を迎える研修センター（神戸）について、その利用を促進するため、以下の広報活動を積極的に展開する。

- (1) 開業前の早い段階から事業案内用のパンフレット及び研修カレンダーを作成し、港湾運送事業主及び港運関係団体等に幅広く周知するとともに、開業に併せて、詳細な研修内容及び受講手続について記載し

たパンフレットを改めて作成・配布し、港湾運送事業主等の受講を積極的に勧奨。

- (2) 研修センター（神戸）の事業案内に関する事前広報用のホームページ（ティザーサイト）を立ち上げ幅広く周知するとともに、開業に併せて、研修日程、研修内容等を詳細に掲載したホームページを作成して広く周知。
- (3) 港湾運送事業主及び港湾運送関係団体を訪問し周知。
- (4) 派遣元責任者講習時、雇用管理者研修時等における周知
- (5) 地元教習機関等と連携した周知及び募集活動の展開。

第2 特別会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 事業主支援等業務

港湾運送に必要な質の高い労働力の安定的確保・養成に資するため港湾技能研修センターにおける各種研修の実施、六大港では港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾運送事業主や当該事業主に雇用されている労働者に対する相談・援助等の事業を行う。

1 港湾労働者の技能の修得など技術的事項等についての相談・援助

港湾運送事業主に対して、港湾労働者の雇用の改善に関する事項並びに港湾労働者の能力開発・向上に係る事項等港湾労働者の技術的事項について相談・援助を行うとともに、港湾労働者に対して、各種資格の取得、キャリア形成等に係る相談・援助を行う。

2 港湾労働者に対する各種研修の実施（一般会計事業計画と一部重複）

港湾技能研修センター（神戸及び豊橋）において、港湾運送事業に従事する労働者を対象とする技能の高度化と雇用の安定を図るため、港湾荷役科及びクレーン運転科関連の計17コースの研修を行う。

3 港湾労働者派遣事業等に係る情報の収集、整理及び提供

港湾労働者派遣事業の日々の派遣状況、未充足状況等の把握、その他港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集整理及び提供を行う。

4 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需給調整に資するため、港湾労働者派遣契約の締結に係る派遣のあつ旋を行う。

5 港湾労働力の安定的確保に係る事業主支援

港湾運送事業における、事業活動の波動性に伴う労働力需要の変化等に対応するため、必要に応じて、港湾労働者派遣事業を始め港湾労働力の安定的確保等に係る調査、研究、各種助成金制度等に係る情報・資料の収集、提供、雇用管理の指導・助言等に係る事業主支援を行う。

II 雇用安定事業関係業務

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主等に対し派遣元責任者講習及び雇用管理者研修等を実施する。

1 事業主等に対する派遣労働者の雇用の安定を図るための措置についての相談・援助

港湾運送事業主その他関係者に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任、管理台帳の作成、記載及び保存等に係る相談・援助、情報収集等の支援を行う。

また、港湾運送事業主に対して、今年度からの新たな「港湾雇用安定等計画」に基づく雇用安定センターの業務内容の周知に努めるとともに、港湾労働者派遣制度の活用について働きかけるため、引き続き、計画的に事業所訪問を実施し、雇用安定センターの利用拡大を図る。

2 派遣労働者に対する港湾労働者派遣事業に係る派遣就業についての相談・援助

派遣労働者に対して、派遣就業、就業条件の明示等に係る相談・援助を行う。

3 派遣元責任者等に対する講習の実施

六大港において、選任された派遣元責任者等に対する法の趣旨、職務、必要な事務手続き等に関する知識を習得させるための派遣元責任者講習を実施し、受講修了者に派遣元責任者講習受講証明書を交付する。

4 雇用管理者に対する研修の実施等

六大港において、雇用管理者に対する港湾労働者の教育訓練に関する事項及び労働環境の改善に関する知識等を習得させるための雇用管理者研修を実施し、研修受講の効果等を把握する。

5 派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究

必要に応じて、港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進を図るため、港湾運送事業主に雇用される常用労働者の就業確保に関する調査及び資料の整備等を行う。